

平成30年度ふるさと納税受入実績のご報告と、 「お礼の品」販売事業者の募集について

平成30年度中にいただきました「ふるさと日高応援寄附金（ふるさと納税）」の事業別受入実績は次のとおりです。

▼ふるさとの福祉・少子化対策に関する事業	2,540件	40,048,597円
▼ふるさとの教育・文化に関する事業	624件	9,639,765円
▼ふるさとの自然環境保全に関する事業	1,067件	17,673,000円
▼ふるさとの産業振興及び地域振興に関する事業	2,325件	54,402,215円
▼ホッカイドウ競馬の応援に関する事業	567件	9,409,900円
▼平成30年北海道胆振東部地震	292件	13,472,334円
※うち、埼玉県深谷市による代理受付寄附額	4,165,434円、北海道による代理受付寄附額	1,470,000円
▼【北海道胆振東部地震】崩壊した野球場を復旧し、子どもたちに野球をする場所と笑顔、日常を届けたい！	134件	4,637,088円
合計	7,549件	149,282,899円

いただいた寄附金は、基金に積み立てた後に該当の事業に充当させていただきます。
これからも多くの方々に日高町を応援していただけるよう、有効に活用してまいります。

また、日高町では、ふるさと納税による寄附受入の増と、地場製品のPRによる地域の活性化を図ることを目的に、日高町に対してふるさと納税による寄附をされた方にお礼の品を進呈しております。
さらなる事業推進のため、お礼の品となる商品を町に販売いただける事業者様を募集しております。
すでに商品を販売いただいている事業者様の追加商品の提案も受け付けております、ぜひご検討ください。

事業者及びお礼の品の要件等はおりのとおりです。

1 事業者の要件

町内で生産、製造もしくは加工される商品、または町内でおこなうサービスの提供者である法人または個人

2 お礼の品の要件

町内で生産、製造または加工しているもの、または町内で生産されたものを使用し、町外で加工しているもの

※ただし、事業者及びお礼の品の登録に関しては、上記の要件に適合しても町が適当でないと認めた場合は参加できないことがあります。

3 お問い合わせ先

随時受付しておりますので、お申し込み・お問い合わせは下記まで連絡をお願いいたします。

日高町役場 経済観光課 商工観光グループ

電話 01456-2-6031

プレミアム付商品券を販売します

(住民税非課税者・子育て世帯対象)

今年10月に実施される消費税引き上げが、住民税非課税者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えするため、住民税非課税者・子育て世帯向けのプレミアム付商品券を販売します。

今回の発行は国の施策に添って実施することから、購入することができる方が限定されますので、次の内容を確認のうえ購入を検討いただきますようお願いします。

1. 商品券の額

一人あたり購入額2万円で、2万5千円の利用が可能です。

2. 購入できる方（次のいずれかに該当する方）

(1) 令和元年度の住民税が非課税の方

※課税者に扶養されている方及び生活保護受給者等を除きます。

(2) 平成28年4月2日以降に生まれた子の属する世帯主

※令和元年9月30日までに生まれた子の属する世帯主が対象となります。

3. 購入方法

(1) 令和元年度の住民税が非課税の方

ア 7月1日から申請を受け付けます。

イ 審査のうえ、対象者には9月下旬に購入引換券を郵送します。

ウ 10月1日以降、指定の窓口で商品券を購入することができます。

(2) 平成28年4月2日以降に生まれた子の属する世帯主

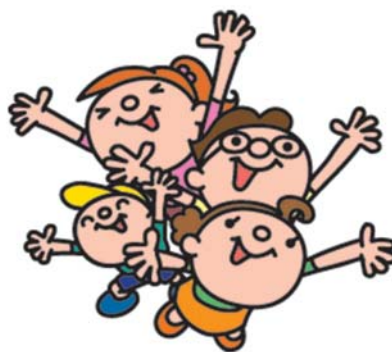
※申請の必要はありません。

ア 対象者には9月下旬に購入引換券を郵送します。

イ 10月1日以降、指定の窓口で商品券を購入することができます。

4. 申請窓口

- ・役場本庁舎 子育て福祉課
- ・水・くらしサービスセンター
- ・厚賀出張所
- ・日高総合支所 地域住民課



5. 商品券使用期間

令和元年10月1日から令和2年2月29日まで

6. お問い合わせ先

日高町役場 経済観光課 商工観光グループ 電話01456-2-6031

※住民税が非課税の方に関する購入対象となるか否かのお問い合わせにはお答えできません。